

令和5年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業(アフリカ) 企業公募 よくある質問と回答

本事業(マスタープラン事業)に関連する質問 最終更新:2024年10月7日

質問	回答
1 すでにMPがある分野・地域は本事業の対象外か？	すでにMPがあり、それを実施するだけのものは不可となります。既存のMP(提案内容と類似のもの)がある場合は、既存MPとの差分を明確にすることが必要です。また、大きなMPの内数の中のMPを策定することも可能です。一方で、すでに存在するMPが現実的でない場合や実効性が低いものである場合には代案を示すものは可能です。
2 FSの応募は可能か？	FSのみは本件対象外となります。MP策定に要求する1~7の要素を満たすことが必要であり、MPを策定した上で、一部FS的な要素が入ることは可能です。
3 相手国裨益はなぜ必要か？	本事業は策定されたMPが相手国から受け入れられることを目的としているため、日本国裨益に加えて、「選ばれる」ための相手国裨益を十分にアピールをする必要となるためです。
4 日本国裨益はなぜ必要か？	補助によるグローバルサウス事業との連続性や日本とグローバルサウス諸国双方の「win-win」の実現を目指す事業であるためです。
5 各委託先が行っている調査との違いは何か？	MPを支援するのは、日本が弱いとされている案件組成の上流段階から関与することが目的の一つにあります。将来案件化された際に機器等の受注あるいは投資等を行う事業会社が調査に関与することで、デスクトップ調査に留まらず具体的な案件組成ができることを前提とした調査とします。参考:「我が国の強みを一層活かし、相手国の質の高い成長に貢献する案件形成のために、事業可能性調査(F/S)やマスタープラン策定等上流へのODA等支援と我が国企業の関与を更に強化する。」(インフラ新戦略見直し)
6 FSとの違いは何か？	補助事業のFSは「案件組成段階での基礎調査やコンソーシアム組成等企业による短期的な受注・事業化、グローバルサウス諸国との経済連携強化を目的とした個別具体の案件(プロアクティブサーチ含む)にかかる調査」を想定しています。一方、マスタープラン策定は個別具体のプロジェクトの実現可能性を評価するための調査ではなく、以下の6要素を含むものとしています。 1. 現状の評価や将来予測 2. 現地の課題の特定や目標設定 3. 解決策の案とその評価 4. 具体的な戦略策定 5. 相手国政府・関係者への打ち込み 6. 戦略実現のためのアクションプラン なお、アクションプラン検討のなかで一部FS要素を含むことは可としています。

7	なぜMP策定を委託事業で実施するのか？	<p>相手国からの要請型MP支援ではなく、日本側から提案する形のMP策定を支援することで、案件組成プロセスにおける上流への企業の関与を強化することを目指すためです。</p> <p>参考：インフラ新戦略骨子には、 「我が国が相手国から「選ばれる」国となるため、相手国関係者の我が国への招へいや研修などを通じた我が国のインフラ技術への理解醸成や、ジェンダーなどの視点を含めた包摂的なインフラなど、これまでの「質の高いインフラ投資に関する G21 原則」に基づくインフラの展開を通じて築いた相手国からの信頼をさらに深化させ、多様なステークホルダーと連携した「オファー型協力」などを通じて、より積極的な事業提案・支援を推進していく。」 「我が国の強みを一層活かし、相手国の質の高い成長に貢献する案件形成のために、事業可能性調査(F/S)やマスタープラン策定等上流への ODA 等支援と我が国企業の関与を更に強化する。また、デジタル、グリーン、農業・食といった分野における概念実証(PoC や 我が国技術の国際実証、二国間クレジット制度(JCM)等を活用した実証事業等への支援を、グローバルニーズに適した形で強化させる。」と記載があります。</p>
8	MPが相手国政府に承認されることが要件か？	<p>事業終了後、本来であればMP策定時点で現地政府のしかるべき機関より承認されるべきですが、現地政府に必要性等に関して理解・納得してもらうために要請ベースの事業よりも時間を要することを想定し、3年以内に承認されることを目指しております。</p>
9	本事業において策定するマスタープランは、日本の輸出に対する方針を策定した本国向け、もしくは諸課題を抱える海外の相手国政府向けのどちらか？	<p>本事業で策定するマスタープランは後者を想定しております。更にいえば、グローバルサウス諸国での市場獲得を視野に、相手国に受け入れられるマスタープランの策定について募集することを念頭に置いています。即ち、諸課題を抱える海外の相手国政府等に対して、(1)現状の評価や将来予測、(2)現地の課題の特定や目標設定、(3)解決策の案とその評価、(4)具体的な戦略策定、(5)相手国政府・関係者への打ち込み、(6)戦略実現のためのアクションプランを含む、マスタープランの策定を募集する想定です。</p>
10	分野はインフラである必要はあるのか？	<p>必ずしもインフラである必要はありません。実際には各委託事業者から公示される募集要領をご確認ください。</p>
11	相手国政府への打ち込みも事業者に求めるのか？	<p>その想定です。日本政府が協力することも想定はしますが、「選ばれる」MPとするためには事業期間中から相手国政府の会話も重要です。提案者には主体的に打ち込みまで行うことを求め、必要に応じて日本政府と連携することを事業期間に検討することを想定しています。</p>

応募要件に関する質問

12	応募できる事業者の必須要件はあるか？	<p>日本法人(登記法人)であること等の必須要件のほか、本事業では原則としてコンサルティング会社、調査会社等の単独提案は想定しておりません。詳細は募集要領をご確認ください。</p>
----	--------------------	--

13	<p>本事業の他に他のMP事業に、同趣旨の事業を重複して提案するは認められるのか？</p>	<p>同じ国・地域における同趣旨あるいは類似の事業提案を、複数の委託事業者(事務局)宛に提出する場合、それぞれの募集要領および様式1の重複提案に関する注記に従う形で重複提案が認められます。この場合、様式1にて重複提案する旨とその理由(異なる地域でのMP策定を希望する等)を明確に説明してください。</p> <p>また、異なる国・地域において同趣旨の事業提案を複数の委託事業者(事務局)宛に提出する場合(たとえば、趣旨の似たある事業をA地域で行う提案と、B地域で行う提案をそれぞれ別の委託事業者(事務局)宛に提出する場合)、それぞれの事業について応募することは可能です。但し、同一企業が複数のMP事業に応募する場合、複数事業で採択された場合でも十分な調査ができるための実施体制等の構築が必要です。なお、同一事業者が複数事業に採択された場合には、契約時に調査対象の重なりや二重の計上がないよう調整させていただく場合がございます。</p> <p>なお、いずれの場合も、本来一体である同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。</p>
14	<p>同一事業者がグローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金の「大型実証」「小規模実証」「FS」に同一の事業を同時に申請することは可能か？ また、本マスタープラン策定事業の実施以降にFSや実証事業に応募することは可能か？</p>	<p>既にGS補助金(大型実証あるいはFS・小規模実証)にて採択されている案件は個別具体の案件が組成段階にあると見なし、同一の事業のMP策定は認めません。FS補助との併願はMPの定義にて排除されると想定しています。</p> <p>また、現在のところ、グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金の「大型実証」「小規模実証」「FS」については、令和6年度中に公募を終える予定としています。</p>
15	<p>地域跨ぐMPを提案する場合は、どこで応募すればよいか？</p>	<p>各地域の募集要領をよく確認の上で、募集要領の仕様(分野および地域)に最も合致するところで応募ください。</p> <p>同一の提案者が複数の地域で応募する場合には、それぞれの提案において十分な人員や体制を組めることを前提とします。</p>
16	<p>提案時のスキームはどのようなパターンがあり得るか？</p>	<p>下記3つのパターンが考えられます。詳しくは様式2をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業会社単独 ②事業会社とコンサル等の共同提案 ③コンサル等単独(様式2の提出が必要)
17	<p>委託先からの再委託を受ける会社が、委託先と共同申請あるいは外注することは可能か？</p>	<p>循環契約は認められないため、委託事業者が再委託先の事業に関わることは認められません。</p>
18	<p>既に開発や実証のために助成を受けている事業についても海外展開のための調査について申請することは可能か？</p>	<p>過去又は現在の日本国政府(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託費等)と同一又は類似内容の事業は原則対象となりませんが、事業自体は同一または類似内容であっても調査範囲やスコープ等が過去または現在の事業と明確に区分され、本事業の目的(即ち、特定個別の案件組成ではなくMP策定)に合致している場合は応募いただくことは可能です。</p>

19	事業の開始予定日は、公募申請日を書いて良いか？	申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入してください。なお、本事業では契約締結以降に発生(発注)した費用のみが契約金額に含まれる経費となります。採択決定後、契約締結までは手続きに時間を要する可能性(1カ月程度を想定)がございますので、事業計画は余裕を持ったものを策定してください。
20	現地法人は共同申請者として申請可能か？	本事業では、申請者が日本法人(登記法人)であることを要件としています。現地法人との協働が必要な場合、日本法人から委託または外注することは可能。その際、委託・外注費が総額の1/2を超えることが見込まれる場合は、その理由を提案書に明記ください。
21	メーカーでないと提案できないか？コンサルやシンクタンクによる提案は可能か？	本事業ではMP策定後、プロジェクト等の事業化を担う予定の企業等が参画する体制を構築して提案することを前提としており、原則としてコンサルティング会社、調査会社等(事業化の支援を行う者)の単独提案は想定していません。 「事業化の支援を行う者」が単独で提案者となる場合は、本事業で策定されるMPIに基づき組成されるプロジェクト等の事業化の際に、機器等の製造・輸出・販売、EPCやO&Mの実施、投資等を行うことが想定される企業等(以下、「受注や事業化を担う企業等」という。)から、本事業の実施にあたって協力が得られる旨を確認する書類(様式2)を提案時に事務局に提出してください。詳細は募集要領の規定をご確認ください。
22	グローバルサウスでの展開において必要な活動、調査を日本にて実施することは認められるか？	日本での調査実施は問題ありませんが、相手国から「選ばれる」MPとし、相手国への提案まで行うことを必須要件としますので、十分な体制と対応ができるようにしてください。
23	類型1(我が国のイノベーション創出につながる共創型)、類型2(日本の高度技術海外展開型)、類型3(サプライチェーン強靱化型)のどの類型に該当するかは、どのように判断するか？	マスタープラン策定のなかで、具体的な戦略策定や戦略実現のためのアクションプランの検討においては、マスタープランをベースに将来的に組成されることが期待される個別のプロジェクト等が3類型をはじめとする日本裨益に資するものとなることの想定を要件とする見込みです。但し、本事業は個別具体のFSを募集するものではないため、3類型は日本裨益の一例であり、他の日本裨益の形が想定される場合、当該3類型への合致は必須要件ではありません。
24	提案金額(採択された場合は契約金額)に下限はあるか？	マスタープラン1件あたり数千万円を想定していますが、下限はありません。
25	募集要領の英語版資料の提供はあるか？	英語版の募集要領はございません。 必要な場合、大変お手数ですが、事業者様にて資料内容の翻訳をお願いいたします。
26	本事業の対象となる事業対象国はどこになるか？	北アフリカ諸国(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、エジプト)を除くアフリカ諸国となります。具体的な国については、外務省の定義するサブサハラ・アフリカ地域といたします。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/africa/index.html

審査・契約関連について

27	それぞれの重点分野について、採択されるのは1つの企業(ないしはコンソ)を想定しているか？ また、事業者の応募が少ない場合、最低で採択する件数は決まっているか？	採択件数は予算と実際の応募内容等によります。
28	応募の早い提案から順次審査が行われ、予算総額に達した時点で以降の提出案件の採択可能性が無くなるということはあるか？	応募の早いものから優位になるということではなく、締切日までに提出された案件について、締切日以降に比較審査となります。
29	契約後の受託者及び共同受託者の変更は認められるか？	採択は提案者及び共同提案者の評価を含めて与えられた権利のため、変更は原則として認められません。
30	事業実施の中で契約金額との乖離が発生する場合、計画変更承認申請書の提出は必要か？	委託先、再委託先との契約内容次第となるため、各委託事業担当者にご確認ください。
31	共同提案をする場合は、それぞれの会社と契約書を取り交わすのか？それとも、幹事法人のみか？	幹事法人だけではなく、共同提案者とそれぞれ契約することになります。提案時には幹事会社を設定いただくことになります。

提出書類について

32	提案書類の書式(ファイル形式やフォント…)は自由で良いか？	基本情報は様式1、2を、提案金額については様式3を共通フォーマットとしてひな型を提示しております。その他は企画提案書としてフォーマットは指定しておりませんが、募集要領に列挙してある企画提案書に含むべき項目を組み込み、作成ください。
33	提出書類の頁数に上限はあるか？	企画提案書は50ページ以内とし、募集要領にて要求される内容を含めることとし、必要に応じて提案内容についての写真やスキーム図等を用いて簡潔でわかりやすく作成してください。
34	共同提案者について、費用負担がない場合でも「様式3」の提出は必要	必要です。様式3には0円として提出してください。
35	財務諸表は必ず提出が必要か？必要事項をメモ書きしたもの等では認められないか？	財務諸表は正式な書類のコピーを提出ください。本事業を円滑に遂行可能な経営基盤を有しているかなど審査の重要な書類となります。
36	3年分の財務諸表を提出必須とあるが、設立1年未満のスタートアップ企業の場合はどう対応すればよいか？	設立1年未満の事業者の場合は、財務諸表がある期間分のみ提出してください。但し、事務局より追加の資料の提出を求める場合があることを予めご了承ください。
37	公募申請時に相手国からのサポートレターを提出しても良いか？	可能です。必須要件ではありませんが、相手国から「選ばれる」提案とするための仮説や体制等の評価において第三者審査委員会において評価される可能性があります。
38	採択申請時に提出する様式や書類において、サインや押印等は必要か？	不要です。

39	提案書の代表者を記入する項目には、誰を書けば良いのか？	原則、プロジェクトに関与する代表者を記入してください。
----	-----------------------------	-----------------------------

対象経費について

40	対象となる事業はどういったものか？	募集要領をご確認ください。
41	資産計上となるものは対象外で、経費計上できるもののみが対象となる整理であっているか？	資産計上は対象外です。募集要領をご確認ください。
42	対象となる技術やサービスに限定はあるか？	MP策定後に組成が期待されるプロジェクト等に適用される技術やサービスに限定はありません。
43	採択通知後、契約前に発注等を行うことは可能か？また採択通知後、すぐに事業を開始して良いか？	契約前に発注した経費については契約金額には含まれませんが、契約金額に含まない経費の発注は契約前に行っても構いません。採択通知後の契約手続きでは、経費の妥当性等の確認のため、計上された経費に係る証憑書類をご提出いただく必要があり、それらの書類に不備があると契約に至りません。公募段階で見積書や相見積書などの証憑書類を早めにご準備いただくことを推奨します。
44	昨年度にインフラ受注や事業化を目指し既に実施した費用を計上することはできるか？	計上はできません。あくまでも、本事業の対象期間に実施いただいた取組にかかる経費のみ認められます。
45	人件費単価について、自社の受託単価や他の助成事業で採用された単価を使うことは出来るか？	可能です。また、委託事業事務処理マニュアルP12に従って、受託単価を用いていただくことも可能です。
46	人件費について、受託単価に基づく物で他の官公庁のものを使っていいと思うが、国交省の単価を使っても良い	他省庁で使用している実績があれば使えることもあります。提案、採択されたあと、契約協議の場において確認・調整することになります。
47	人件費の実績単価はどのように計算するか？	委託事業事務処理マニュアルP9を参照してください。
48	残業代は人件費の対象になるか？	委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合で、受託者が残業手当を支給している場合等は、経費に計上可能です。詳しくは委託事業事務処理マニュアルP14を参照してください。
49	他組織、他事業者からの出向者や事業従事者の経費計上はどのように行えば良いか？	受託事業者がその費用を負担している場合に限り、出向者の人件費や旅費は経費に計上可能です。
50	海外支社や現地法人が役割・業務を持つ場合、どのように費用計上を行えば良いか？	グループ内関連会社として別法人と見られますので、委託・外注費として計上してください。但し、受託事業者が事業全体の企画・執行を管理者として担う必要があります。また、外注する必要性、金額の妥当性(本来再委託受託者が実施すべきものを外注することにより、費用が増えていないか等)をご説明いただく可能性がございますので、ご注意ください。

51	提案に要した経費や書類作成、取りまとめに係る経費は契約金額に含まれるか？	契約の対象となりません。
52	契約書等に必要収入印紙代は契約金額に含まれるか？	契約の対象となりません。
53	経費の支払い時、クレジットカードや現金を使用することは出来るか？	支払の事実に関する客観性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込としてください。また、やむをえずクレジットカード決済をする場合、口座引落日が事業終了日以前である必要がありますのでご注意ください。現金支払いを行う場合は、日付と費目が明記された領収書を保存してください。
54	「海外要人招聘・専門家の派遣、現地パートナーとの連携促進等」は対象になるか？	事業の一環として行う「相手国政府・企業への打ち込み」の際に、相手国政府の招聘が必要である場合には認められますが、その必要性については、契約交渉の際に確認させていただく場合がございます。不明な点があれば事務局にご確認ください。
55	委託上限額は、税込みか？税抜きか？	税込みです。
56	契約金額と実績額において、為替等で差が出た場合はどうなるか？	支払額は、為替等に関わらず契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。
57	契約時の金額よりも実績時の金額が大きくなった場合、増額していただくことは可能か？	基本的に認められません。契約金額が上限となります。
58	日本から日本人の専門家派遣を現地国への検討しているが、その場合には、提案書にはどのように記載すれば良いか？またその場合の費用として旅費などを計上することはできるか？	旅費の計上は、委託契約締結日以降に発生(発注)したもので、事業期間中に終了(支払)したものが対象となります。委託事業事務処理マニュアルP17も参照ください。
59	共同提案の場合は、構成員の person 費は事業総額の person 費、事業費に計上するのか？	各社毎と合算したものをそれぞれを記載ください。
60	person 費は対象経費か？	person 費も対象です。兼務する場合には、従事した時間のみ計上ください。
61	海外の100%子会社の社員が業務を行う場合は再委託・外注費になるのか？	100%子会社でも、直接の雇用関係にならないのであれば、再委託・外注費になります。直接雇用契約を行って、給与を貴社から直接支払っていただければ、貴社の社員となるため、person 費となります。
62	子会社から親会社に出向した場合は、親会社の person 費として認められるのか？	①親会社の指揮命令系統の下にあるか②賃金がどのようなルートで支払われているか によって異なります。子会社から賃金を支払われている場合は、親会社の経費ではないため、委託事業の person 費の対象経費とはなりません。

契約及び事業の実施について

63	採択通知後、契約手続きはどのように行うか？	採択通知後、採択事業者にもメールにて契約手続きのご案内を行います。
----	-----------------------	-----------------------------------

64	事業実施状況について事務局に途中報告する必要はあるか？	事業期間中、事業の進捗や課題、今後の進め方について概要をまとめ(パワーポイント形式)、経済産業省関係課室等の求めに応じて適宜報告会を実施いただきます。報告会の詳細については契約後事務局および経済産業省関係課室との間で調整いたします。
65	事業内容について、調査報告書を納品する必要はあるか？	経済産業省への報告を目的とし、事業内容や報告会における意見等を踏まえ、調査報告書を作成をお願いいたします。(和文のみ。ワード、パワーポイント等の形式にて可。分量の指定は無) また、相手国政府への提案のための調査報告書も作成してください。英語(または必要に応じてフランス語等、相手国関係者への打ち込みに必要と想定される言語)に訳した視覚的にも分かりやすい資料の作成をお願いいたします。 調査報告書及び概要資料は原則公開となります。なお、委託事業者及び経済産業省と協議の上、非開示とすべき部分については、必要に応じて削除等の処置を行った報告書も作成してください。
66	契約金の支払はいつ頃になるか？	委託先の事業者によって異なりますが、原則として、事業終了後の精算払とし、事業終了前の支払い(概算払)は行いません。
67	共同提案の場合、共同提案者への振込は事務局より直接行われるか？	委託事業者との契約によりますので、各委託事業者にご確認ください。
68	本事業は、政治資金規正法第22条の3の1項「寄付の質的制限」の適用除外要件に該当する事業か？	補助金ではないので政治資金規正法の対象外です。
69	契約金額(幹事法人・共同申請者の総額)を上限とし、企業間で経費の内訳(人件費・旅費等)の流用が生じてもよいか？	原則は受託事業者ごとに経費の内訳を作るため、流用はできません。
70	委託・外注する想定の場合、申請時に委託先企業が決まっていなくても問題ないか？ また、再委託先の選定にあたり、過去に起用実績のある企業等の場合、相見積りの提出は不要か？	応募時点で委託先が未定の場合は特定の会社名を記載せずに「法律事務所(未定)」「設計事務所(未定)」というような、役割がわかる記載でも問題ございません。 また、再委託先の選定においては、委託事業事務処理マニュアルP.30のとおり、経済性の観点から可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。
71	外注先への発注にあたっては、2者以上の見積もりが必須か？	委託事業事務処理マニュアルp30の通り、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。
72	募集要項のP.10に「政府からのEBPMに関する協力要請に応じること」が記載されているが、具体的には例えばどのような要請が想定されるか？	募集要領をご確認ください。

73	事業期間内に検収(金額確定)が行われるが、支払は発注先との契約上、事業期間外になる可能性がある。契約で定められていることは「事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるもの」に該当し、契約金額の対象になるか？	委託事業事務処理マニュアルP2,4のとおり、原則 事業期間内に経費の支払を済ませておく必要があります。
74	外注・再委託を想定している場合、申請時に見積書等の添付は必須か？	公募申請時にご提出いただく必要はございません。(再委託・外注費率が50%を超える場合は相当な理由があるかご留意ください。)
75	市場調査やニーズ把握の目的で商品等を実際に販売してみることは認められるか？認められる場合、売上を得ることは禁止されているか？	本事業を通じて収入が発生することを想定していません。

その他

76	公募開始後、委託元である経産省の担当課に相談をさせていただいても差し支えないか？	事業の委託元である担当課(市場課等)については原則接触できません。ご質問があれば、当社までご連絡ください
77	プロジェクトを変更する際には、都度相談すれば良いか？	報告会のタイミング、または都度ご連絡いただいても構いません。ただし、計画の内容が変更になる場合は計画変更の可能性があるため、早めにご連絡いただけますと幸いです。